

【お詫び】前月号に乱丁が発生しておりました。心よりお詫び申し上げ、18号を再度お届けいたしますので、よろしくお願いいたします。

特別寄稿

シリーズ「広島教育正常化への軌跡」 なぜ広島教育は狂ったのか 18

広島県公立中学校教諭 立花 一道

あまりにも多い教職員自殺の不都合な真実⑥

～ 圧力に屈して、言論の自由を放棄したメディア ～

わずか 3 日の間に、福山市桜丘小と本郷町北方小の校長が連続自殺したことは衝撃を与えました。

朝日新聞は 3 月 16 日に高木正幸編集員が「月曜ルポ」で取り上げ、「同和問題との関わりを全く否定することは難しい」とする、次のような記事を書きました。しかし、これが解放同盟から糾弾を受け、謝罪・訂正の記事を書くことになるのです。

「この広島県での連続自殺は部落解放同盟が繰り広げた狭山裁判闘争のゼッケン登校戦術などの直後に起こった。ある中学では、闘争ワッペンの着用を巡り、教師間で紛糾した。昨年同和教育に取り組む高校教師の自殺もあった。そこから校区に被差別部落を抱えた両校の校長自殺についても”同和がらみ”のウワサが流れた。しかし、それを裏付ける証拠はない。かといって、同和問題との関わりを全く否定することも難しいと感じた」（筆者注：「ある中学校」というのは神辺中学校、今年の「高校教師の自殺」というのはファイル 8 県立加計高校のこと）。「自殺しないまでも、ノイローゼ気味の管理職も増えつつあるとか。広島県下でも、連続自殺事件の頃、ノイローゼ状態で学校に出てこなくなり、療養休暇中の小学校長があると聞いた」。「『狭山』のような運動体の闘争課題が、そのまま教育の現場に持ち込まれることへの疑問の声。運動体と教育の現場のけじめについての割り切れなさを訴える声……を幾人もの学校関係者や地元住民から耳にした。運動体や解放運動についての批判は、なかなか自由に言えないとの声も伴っていた」。「両校長はじめ、他の教師の自殺事件と、同和問題がからんでいたという明らかな証拠はなかった」。「校長などを追い詰めた複雑な学校状況の中に、同和問題との関わりが全くなかったという疑念を、捨てきれなかった。そのため

にも、両校長自殺事件についての徹底的な理由の糾明が望まれた。だが、その努力が現場でほとんどなされていないようにみえたことが、心から残念に思えた」。

北方小学校では前任の校長も休職していました。病名は分かりませんが、何かあったとの疑念が湧きます。この記事の半月後の4月には更にもう一人、廿日市町宮内小学校長の自殺、3人目の犠牲は既にお伝えしています。

解放同盟は、「月曜ルポ」について5月14日に朝日新聞社東京本社で抗議します。5月28日には広島で同社編集局次長と高木正幸編集員を糾弾。高木編集員は既に14日「反省文書」を書いていましたが、改めて28日、次長と編集員から反省文書がそれぞれ出されました。高木編集員は「自己点検を続け、差別意識の克服を続けていくこととお約束します」と反省文に書いています。

6月21日、朝日新聞が再び、相次ぐ校長自殺問題について特集記事「教育のひろば」で取り上げますが、しかし前回の趣とは正反対の内容のことを書きます。「同和教育や解放運動への根強い偏見や差別意識があるから校長自殺の要因を同和がらみとする憶測やウワサが流される」と書いたのです。事実上の謝罪・訂正記事です。要約してお伝えします。

「その死因をめぐって、同和問題とからめて『背後に同和問題に関する悩みがあった』とのウワサも流れ、混乱を深めていた。しかし、校長の自殺と同和問題とストレートに結びつく明確な証拠はなく、むしろ、原因をめぐってウワサや憶測が生まれるところに、同和教育や解放運動への根強い偏見や差別意識があるとさえ感じた」。『自殺の原因に同和問題がからんでいるのではないか』という憶測……。桜丘小でも、そのウワサがもっともらしく流れた。長い同和教育の実践の中で、校長も教職員も一致して取り組んでおり、『自殺前日のゼッケン登校について何らのあつれきもなかった。同和問題とは全然関係ない』と学校側も、その後調査した福山市教委も断定する。同和問題にからむ校長の悩みというのは、確証のないウワサ、憶測に過ぎなかった。「H.M 北方小学校長の自殺についても同様のウワサが流れたが、同小学校区内には同和地区はなく、ゼッケン登校も行われていない。……深く調べてみると、校長の自殺と同和問題がストレートに結びつくという証拠は何もなかった」。「第3の自殺事件ではさらに、

前の2つの事件をからめて『同和がらみの自殺。部落解放同盟が介入したからだ』とのキャンペーンが一部に展開され、県議会でも取り上げられるなど政治的な動きに発展した。しかし、県教委の報告でも『児童の発言問題は(在日朝鮮人をべっ視したものだ)部落差別にかかわる発言でなく、学校の同和教育について部落解放同盟からの介入の事実はなかった』と断定されており、取材でもキャンペーンを裏付ける証言は得られなかった。「何か事件があると、根拠もなしに被差別部落の人々を”容疑者”とみたり、加害者に仕立て上げるという差別意識は依然として強い。『部落はこわい』という根強い差別意識が『解放運動は恐ろしい』『同和教育も恐ろしい』といった形に間違っ増幅される差別意識の構図を、校長自殺事件にからむウワサの追跡で、改めて知らされた。『遺書もないし、自殺の原因は不明である。しかし同和問題が原因でないことは、はっきりしている』と公式に述べている」。

中国テレビも、放映したニュースが解放同盟から抗議を受け、謝罪します。6月6日に中国テレビが、宮内小の校長自殺をめぐる問題で地域住民が県教委に公開質問状を提出する様子をニュース放映しましたが、これに解放同盟県連から差別報道と抗議され、反省書を書かされています。解放同盟が問題とした報道は、「①『宮内小学校問題の真相究明を求める父母地域住民有志』の団体が共産党県議の案内と立ち会いで行われていることを伝えていない。②質問状 11 項目の中から取り上げた 3 項目で、共産党がデマを飛ばして空騒ぎしている『解同の介入』問題を取り上げクローズアップしている」というものです。10日、県連副委員長ら 3 名で中国テレビ報道部長に抗議します。中国テレビは「今後はこのようなことのないよう、公正な報道にあたりたい」という趣旨の反省書を提出します。

解放同盟への取材もせず報道したというのを理由にあげて抗議していますが、取材する・しないというのは報道局の自由裁量です。これを許さないとすると、それは組織的圧力による言論の自由の抑圧であり、表現の自由を保障した憲法 21 条を否定することです。多様な事実や意見を自由に交わすことができる社会こそ健全です。言論の自由は徹底的に尊重されなければなりません。専制国家が人民を支配し強権体制を維持するために行うのが言論弾圧・統制です。校長自殺をめぐる同和問題は絡んでい

たのかどうか、日本共産党と解放同盟はこの問題でどうして対立しているのか等、メディアが同和問題について「自由な報道」を妨げるものを断固として退けていけば、この後の広島教育も変わっていたでしょう。しかし不甲斐ないことに朝日新聞も中国テレビもすぐに謝罪してしまいました。こうしてメディアは解放同盟から抗議を受けそうなことは報道を避け、タブーとしてしまいます。国民的課題である同和問題の解決は国民の理解と協力が不可欠ですが、理解と協力を得る前提となる言論の自由が損なわれてしまったのです。

昭和56年にはさらにもう一人、4人目となる痛ましい自殺があります。

【ファイル12】 昭和56年11月26日、A.T県教委学校管理課長が自殺。自宅裏の勝手口の軒下に腰紐を掛け首をつって死んでいるのを帰宅した妻が発見。A.T氏は昭和53年から2年間県教委同和教育課長を務め、社会教育課長を1年務めた後、この春の定期異動で学校管理課長になっていました。A.T課長は、公立高校の入試や学級数などを決める仕事の担当でした。次年度はヒノエウマ丙午生まれの卒業生で、今年度より2400人減るため、県内88公立高校で40前後の学級を減らさなければならず、学級減をしないよう求める陳情を受け、その調整に頭を痛めていました、と新聞に書かれています。

「A.Tさんは約半年前から『仕事がうまくいなくて眠れない日が続く』などと家族にもらしていた」「田所教育部長は『全く突然のことで驚いている。25日も一緒に仕事をしたが、ふだんと変わらなかったし、最近、仕事のことで悩んでいる様子もなかった。……』と話している」（中国新聞11月27日）。「家族には『今まで難しい仕事をやってきたが、今度の仕事は大変だ』ともらしていたという」（朝日同日）

学級数の増減はストレートに教職員配置の増減に直結します。高校入試や学級数などを決める学校管理課長職がどれほど激務なのか、上司の田所部長が課長だったときの様子を紹介しましょう。この頃県教委は、過疎地の生徒減による分校廃止問題を抱えていました。

昭和52年5月17日、県教委は高等学校全日制6分校（吉和・協和・神石・君田・布

野・口和)の生徒の募集を55年度以降停止することを表明しました。募集停止の反対を広教組、高教組に加えて社会党県議団も表明し、撤回を求めて県当局を厳しく追及するのですが、中でも解放同盟の糾弾による追及は特に厳しいものでした。課長や教育長の辞職、分校廃止を白紙撤回するよう求めるのです。(解放新聞に書かれた文言を〔 〕で示します)

解放同盟は分校問題について、広教組の「分校に通う同和地区出身生徒の割合が他の全公立高校における比率より高い」という調査結果を根拠にあげて、廃止に反対する「見解」を次のように表明します。(6月22日号)

〔6分校廃校ということは部落解放という観点からも断じて許すことはできない〕。
〔地域最高学府を失う過疎地にあつては、過疎を促進する。そのことは部落差別を助長することのひとつのことと言わねばならない〕。〔(分校廃止は)反動的支配階級に有利な状況をかもし出す「差別と選別」の体制を強化することになろう〕。

県教委の6分校募集停止の表明を受け、解放同盟は6月13日、対県教委交渉を行います。その会で、田所学校管理課長が次のように述べたと書いてあります。これが問題とされます。

〔「部落解放同盟との話し合いで、分校廃止が同和教育の観点から好ましくないことが明確になった場合は、具体的作業を中止することもある」と述べた〕。〔分校に通っている同和地区生徒の比率が、一般比率より高いため、田所課長も、部落解放同盟との話し合いを重視していくことを認めた〕。

その後、木下県教育長が9月県議会で分校問題について「計画通り、分校整備統合計画を進めたい」と述べ、10月2日の教育委員会で正式決定するのですが、これに解放同盟が「約束をホゴ」にした背信行為だと反発。11月11日、12日の2日間にわたって〔県教委への追及は厳しく行われた〕のです。解放同盟と話し合いの約束をしていたのにそれを破って分校廃止を進めたというのです。この後、話し合いをするという約束を破ったことを理由に追及が行われます。

11日は広島銀行交渉の中で〔「田所管理課長は、我々と話し合わぬまま、約束をホゴにし計画を強行した。12日に謝罪させるべきだ」と追及〕します。広島銀行も差別事件があったとして糾弾を受けていたのですが、その会へ県教委も出席させられていた

のです。

12日、田所管理課長は「[分校問題と同和教育について、話し合いを持たなかったことは県教育行政の基本方針にもとることであり、お許し下さい]と述べるとともに、進退については数日中、考えたい、と述べた」。[話し合いをもちたかったが地元との折衝で実現できなかったことを申し訳なく思っている。今後は進路保障などアフターケアの問題について誠心誠意、話し合いたい]と述べるのですが、

[しかし県連側は、「計画を決定しておいて話し合いはない」と述べ、①計画の白紙撤回 ②田所課長の辞職 ③分校問題と同和教育の関係に対する具体的な見解表明の3点のいずれかを要求。結局、田所課長が陳謝し、進退については数日中に考えるということになった]のです。

11月27日午後1時から行われた交渉はさらに大変でした。

[広高教組の佐藤委員長らも加わり、県教委の責任を追及。県教委は12日の交渉で進退伺いを出した田所学校管理課長の問題については受理しない、と述べたため、約14時間も紛糾。結局、田所学校管理課長が同日付で辞職願、水口同和教育課長が進退伺いを提出したため、高橋教育長も、①県教育委員の出席を求め責任ある交渉を再度持つか、②それができない場合は、10月2日(県教委が募集停止を正式決定した日)以前の状態(いわゆる白紙撤回)にもどして解放同盟と話し合うか、いずれかの立場を数日中に表明する]ことになりました。

高校設置や改廃について、地元の要望を聞くことは大切ですが、責任と権限はあくまで県教委にあります。地元が反対すれば廃止はできないということになれば、何も進まなくなりおかしなことです。

分校廃止反対の交渉をする中で、「部落解放同盟と話し合う」ということを言質に、話し合いがないと「約束を破った」と糾弾し、課長らの辞職を要求し、教育委員との交渉か白紙撤回するかのいずれかを教育長が表明することを約束するまで14時間も行われた会は、どうみても尋常な交渉ではないでしょう。筆者には、「約束を破った」を理由にした糾弾は、自己の不当な要求を通すためのいいがかりとしか思えません。

12月19日、県教委は次年度の公立高校の募集定員を公表します。これによって6分校の募集停止も本決まりとなったのですが、解放同盟は態度を硬化します。県教委と

の話し合いは一層難しい情勢を迎えたとし、2課長に加え、上司の進退の追及をすることを次のように書いています。

〔2課長の上司である在間管理、友成教育両部長や、高橋教育長の進退についても言及される〕

12月20日、小森委員長が福山教育事務所を訪れ、分校廃止について「県教委の信義にもとる態度に抗議します」旨の抗議を所長に表明させます。また三次教育事務所にも「解放同盟と話し合うよう要望する」旨の文書を提出させました。こうして県教委事務所にも加担させ内部からも包囲網が作られていきました。

翌53年1月9日、解放同盟と県教育委員会との交渉が持たれます。教育委員長は約束をホゴにした問題について「何らかのケジメをつける」と約束しました。他にもこの会で重大なことが取り決められました。

①同和教育に関わる施策の決定にあたっては、部落解放同盟をはじめ、広教協、広同教、研究所などとも事前に協議する。

②分校廃止にともなう諸問題については、1月末までに部落解放同盟と話し合う。

こうして同和教育に関する施策を決めようとする、事前に解放同盟と協議しなければ進められなくなったのです。「協議」という名ですが、事実上憲法が禁ずる事前「検閲」です。これはすなわち、解放同盟らに事前に内容を見せ、彼らが納得するものになるまで、何も進められなくなるということを意味するのです。

「同和問題を口実とする不当な要求、不当な行為」のことを「えせ同和行為」といいますが、同和問題にからめて「約束を破った」を口実に担当職員の辞職を厳しく迫るなどして分校廃止に反対し、「事前協議する」「解放同盟と話し合う」という要求を通す行為もえせ同和行為と言えるでしょう。県教委職員の仕事、とりわけ管理課長の職務がいかに過酷であったかお分かりいただけたと思います。

A.T 管理課長が着任していた昭和56年頃、難しい問題を抱えていました。一つは公立高校の学級減の問題です。学級が減るということは、教職員数が減り、教職員組合員の減にもつながる問題です。高教組は「『ひのえうま』学級減阻止闘争」を行います。校長や地元 PTA からの陳情や要望もあり、調整は至難です。

もう一つは、教職員の違法ストライキ問題です。公務員2法(退職手当法・定年法)の成立を阻止する違法統一ストが6月5日に行われました。教職員のストライキは地方公務員法に反する違法行為ですが広教組から3840名、高教組からは4146名が違法ストライキに突入します。

広教組・高教組による6月4日の違法ストに対して、自民党の提案で超党派による推進本部(学校教育振興対策推進本部)が設置され、6月19日に、校長を中心に管理体制を強化し教育正常化を求める「提言」(学校教育振興対策についての提言)や「特別決議」が知事・教育長へ提出されました。

県教委は、「提言」「特別決議」に対応して6月26日、健全化への決意を表明し、7月3日具体策を通知します。さらに県教委は9月1日、広教協の違法統一スト参加者の処分を断行します(広教組、高教組の順に 停職15人・5人、戒告0人・1917人、文書訓告3810人・2227人)。

教組破壊と受け止めた高教組は校長から「確認書」や「要望書」を獲得する職場闘争を開始します(確認書は「組合への個別介入は行いません」、要望書はストの「実損回復」を求める内容です)。教組はこの後も方針を変えず、違法なストが行われます。

11月25日には、「反行革・人勧完全実施・公務員2法反対統一スト」を行います。(広教組4845名、高教組4172名)。

A・T 管理課長の自殺はこのストの翌日26日に起きました。自殺はこのような状況の中で起こったのです。(→次回へ続く)